

久喜市教育委員会令和5年12月定例会

開催月日 令和5年12月20日（水曜日）
開催場所 鷲宮総合支所4階 407・408会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時45分

久喜市教育委員会令和5年12月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
 - 第 2 前回会議録の承認
 - 第 3 教育長報告
 - ア 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）
 - イ 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分）
 - ウ 令和5年度久喜市一般会計補正予算（第7号）（案）に係る意見聴取について
 - エ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しについて
 - オ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - 第 4 議事
 - 議案第70号 久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について
 - 議案第71号 教育財産の用途廃止について（久喜市内下集会所）
 - 議案第72号 教育財産の用途廃止について（文化財整理収蔵庫）
〔追加項目〕
 - 議案第73号 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額補助金交付要綱について
 - 議案第74号 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
 - 第 5 協議事項
 - ア 久喜市公共施設個別施設計画の改訂に伴う意見聴取について
 - 第 6 その他
次回定例会について
- 配布資料 議案書、追加議案書、教育長報告、協議事項
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 斧 田 直 樹
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼生涯学習課長 小森谷 修
教育総務課長 甲 田 栄 二
学務課長 関 口 智 彰
学校給食課長 小 林 喜 則
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁
文化財保護課長 堀 内 謙 一

教育総務課

係長 相 園 浩 一
主事 千 野 和 也

説明のための招致者

総合政策部アセットマネジメント推進課主幹 藤 本 健

傍聴者 なし

午後 1 時 3 0 分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。今年も早いもので残り少なくなりました。令和 5 年は、新型コロナウイルス感染症が 2 類から 5 類に移行したことから、様々な行事や事業が計画どおり実施できるようになりました。今月 2 日には、モラージュ菖蒲を会場に 1 日開催の街かどコンサートが盛大に開催され、その中で郷土愛を育むことを目的にくき検定も実施されました。また、久喜市の小・中学校の I C T 教育の取組が評価され、第 6 回全国 I C T 教育アワードにおいて経済産業大臣表彰を受賞することが決まりました。関係の皆様のご努力に感謝を申し上げます。

明後日、12 月 22 日が暦の関係で市内幼稚園、小・中学校の 2 学期の終業式、また来年 1 月 9 日が 3 学期の始業式となります。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員 4 名と私を含め 5 名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和 5 年 12 月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案 3 件、教育長報告 5 件、協議事項 1 件の審議、報告を予定しておりましたが、議案 2 件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 73 号 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額補助金交付要綱について及び議案第 74 号 久喜市教育委員会事務局職員の人事についての合計 2 件を本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと思います。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告オ、議案第 70 号及び議案第 74 号につきましては、人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきます、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告オ、議案第 70 号及び議案第 74 号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定により、教育長において指名させていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、相園係長にお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第 2、前回会議録の承認を求めます。

令和 5 年 11 月 21 日に開催いたしました令和 5 年 11 月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様のお手元に配付したとおりでございます。お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第 3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからオの 5 件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） それでは、ア、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（甲田栄二） 教育長報告ア、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）についてご説明いたします。

教育長報告資料の 1 ページをお開きください。この一部改正条例につきましては、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例、以上 3 本の条例につきまして一括して改正するものとなっております。

初めに、改正の内容についてご説明させていただきます。本年の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告は、期末手当、勤勉手当の年間支給割合を 0.1 か月分引き上げ、年間 4.4

か月分から4.5か月分とする勧告が行われ、この人事院勧告に基づき、既に国家公務員の給与改定が行われたところでございます。このことから、久喜市の一般職職員の給与につきましても、国家公務員の給与改定に準じた内容で改定を行うこととし、久喜市議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当につきましても同様の改定を行うものでございます。

それでは、教育長に係る改正内容につきましてご説明を申し上げます。初めに、第1条につきましては、久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項に規定されている期末手当の12月期の支給割合を0.1か月分引き上げ、現行の2.2か月分を2.3か月分に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、ただいまの第1条の規定による改定後の令和5年度の期末手当の年間支給割合を変更せずに、令和6年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ2.25か月分とし、均等に配分するよう改めるものでございます。

続いて、附則の関係でございます。第1項は、施行期日に関する規定でございます。この改正条例は公布の日から施行するものでございますほか、第2条の支給割合を均等に配分する規定につきましては令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項は適用に関する規定でございます。第1条の支給割合を引き上げる規定につきましては令和5年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項でございます。改正前の条例の規定に基づいて既に支給された期末手当につきましても、改正後の条例に基づき支給されることとなる期末手当の内払いとするみなし規定でございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 教育長報告イ、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分）につきましてご説明させていただきます。

令和5年10月19日に埼玉県人事委員会から職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告があり、これを踏まえ、給与改定及び総合的な見直しの実施により、給料表や勤勉手当の改正が必要になりました。久喜市議会令和5年11月定例会に久喜市一般職職員の給

与に関する条例と併せまして、久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正が人事課において一括して議案上程されました。久喜市任期付市費負担教職員の給与や手当の支給については、久喜市一般職職員の給与に関する条例に準じているため、併せて一部を改正するものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。教育長報告資料の5ページ以降になります。第3条、市費負担教職員の給料表につきましても、埼玉県人事委員会から勧告がありました教職員給与表に準拠して、11ページの別表第2のとおり改正させていただくこととしており、17ページからの新旧対照表も御覧いただきたいと思っております。

次に、附則についてでございます。初めに、附則の2でございます。第3条の規定による別表第1、市費負担教職員給料表の規定につきましても、令和5年4月1日から適用するものでございます。

次に、附則の3でございます。第3条の規定による改正前の条例に基づいて支給された給与については、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。なお、令和5年度につきましても、指導課に関する久喜市市費負担教職員はおりません。

以上が概要についてのご報告でございます。よろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ウ、令和5年度久喜市一般会計補正予算（第7号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び各担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、教育長報告ウの令和5年度久喜市一般会計補正予算（第7号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案につきましては、現在開会中の久喜市議会令和5年11月定例会議に令和5年12月12日に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして12月5日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となつてございましたことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算案の内容につきましてご説明させていただきます。お配りしております別冊資料、令和5年度久喜市一般会計補正予算（第7号）を御覧ください。初めに、教育総務課から今回補正予算案のうち教育費全体の人件費部分の補正についてご説明申し上げます。

本年の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告につきましては、期末勤勉手当の年間支

給割合の引上げに加え、定年前再任用短時間勤務職員を含めた全ての号級での給与月額を引き上げるため、給料表の改定が勧告されたところでございます。人事院勧告に基づく国家公務員の号級表の改定に準じて、本市の行政職給料表を改める条例改正を今議会にてご審議いただいているところでございます。この改正に伴い、先ほど条例改正について教育長報告をさせていただきました教育長の給与のほか、一般職職員、会計年度任用職員等の人件費の増額補正を行うものでございます。

教育費に係る歳出補正予算につきましては、28 ページから 33 ページに記載しております。特別職給与費、職員給与費及び会計年度任用職員給与費について、それぞれ増額となっております。

教育総務課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、教育長報告ウのうち学務課の所管部分につきましてご説明をいたします。

お配りしております補正予算書の 30 ページ、31 ページをお開きいただきたいと存じます。10 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費、事業番号 6、私立幼稚園補助事業 11 万 3,000 円の増でございます。こちらにつきましては、食材費の物価高騰による給食費の保護者負担増を抑制するため、市内の私立幼稚園 1 園に対して私立幼稚園給食費等高騰対策給付金を給付するものでございまして、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらの交付金を活用して実施するものでございます。

学務課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） 続きまして、学校給食課所管分につきましてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。補正予算書の 8 ページ、9 ページをお開きください。一番下の段になります。20 款諸収入、5 項雑入、1 目学校給食費収入、1 節学校給食費収入、1 細節、学校費徴収金（現年度分）1 億 3,471 万 5,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担を軽減するため、児童生徒の学校給食費を令和 6 年 1 月から 3 月までの 3 か月間無償にするものでございます。そのため、保護者負担の学校給食費徴収金 3 か月分に当たる額を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。32、33 ページをお開きください。10 款教育費、6 項保健体育費、5 目学校給食費、事業番号 5、学校給食運営事業、補正額、こちらはゼロ円でございますが、財源内訳の変更を行うものでございます。先ほどご説明させていただいたとおり、歳入の学校給食費徴収金を減額しますことから、その分の財源を保護者負担としてのその他諸収入から国県支出金に変更するものでございます。

次に、事業番号 6、学校給食費補助事業 52 万 3,000 円の増額でございます。内容とい

たしましては、学校給食費の無償化との均衡を図るため、食物アレルギーなどの理由により給食を食べることができない児童生徒の保護者に対し、学校給食無償期間中の学校に出席している日数に応じて学校給食費相当額の補助金を交付するものでございます。なお、当該補助金の交付要綱につきましては、今定例会において議案第73号として追加上程させていただき、この後ご審議をお願いするものでございます。

学校給食課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 予算書の32、33ページの保健体育費、2目の学校給食費、事業番号6の学校給食費補助事業の食物アレルギー等対応学校給食費相当額補助金について伺います。

この52万3,000円の積算の内容はどのようになっているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） こちらの積算につきましては、まず児童生徒の数につきましては、アレルギー、宗教上の理由などによって、給食を全部停止している方、一部停止している方という人数を把握しております。その人数に、例えば完全に停止している方でしたら1食当たりの単価を乗じて、さらに各学校の3学期の給食予定日数を乗じさせていただいて、それらの子どもを全部足し上げたものが積算根拠となっております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 議案第73号で審議する要綱の別表に小・中学校別の全部を停止、牛乳のみ停止、牛乳以外の停止というようなことで単価が入っていますが、そのアレルギーの関係で全部を停止している児童生徒、あるいは一部停止の児童生徒がどのくらいいるかを知りたくて、その積算の内容を伺いました。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） 今回の対象人数につきましては、給食を完全に停止している方が小学校9名、牛乳のみ飲んでいる方が10名、牛乳のみ停止している方が61名、合計で小学校80名。続いて、中学校でございます。給食を完全に停止している方が3名、牛乳のみ飲んでいる方が3名、牛乳のみ停止している方が33名、合計で39名。小・中学校合わせて、合計で119名、こちらの方が対象となる予定でございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しについての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

- 参事兼指導課長（飯野純子） 教育長報告エ、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しにつきましてご説明させていただきます。

令和5年8月28日、中央教育審議会の質の高い教師の確保特別部会において「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～」が取りまとめられました。この提言においては、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守ることはもとより、高度な専門職である教師が新しい知識、技能等を学び続け、子どもたちに対してよりよい教育を行うことができるようにすることとあります。

また、教師を取り巻く環境整備について、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき主体的に取り組むこととされております。この提言を受け、各学校における令和6年度の教育課程の編成に当たり、久喜市としての授業時数や学校行事の見直しに取り組むことについて報告するものです。

資料24ページを御覧ください。中段部分に実施内容について書かせていただいております。1、標準授業時数を踏まえた教育課程を編成した上で、小学校は週5時間の授業の日を原則第3学年以上は週に2日とする、2、振替日を設けない土曜授業の実施をこれまで半日年6回、1日実施の場合は年3回から半日年4回、1日実施の場合は年2回に減らす、3、学校行事について、教育的価値を改めて検討し、実施方法、内容の見直し、練習時間の削減等により見直しを図る、これらの内容でございます。

本取組については、今後学校を通して保護者、地域へ周知をしていきたいと思っております。また、久喜市のホームページにも掲載してまいります。

以上が内容についての報告でございます。よろしくお願いたします。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） それでは、2点ほど伺います。

学校教師の業務の適正化という観点から伺いたいのですが、最近学校での集金事務というのがキャッシュレス化が進んでおりますが、久喜市の現状はどのようになっているのでしょうか。

2点目ですが、1の実施内容の(3)の学校行事について、教育的価値を改めて検討し、実施方法等について見直しを図るとあります。様々な学校行事がある中で、特に学校の運動会ですとか体育祭がコロナ禍の影響によりまして半日開催となりましたが、従来型の1日開催との比較において評価の検討というのはなされたのかどうか、その辺について伺います。

- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 2つの質問について回答させていただきます。

まず、集金事務についてですけれども、本市の小・中学校における給食費、教材費等、月例集金になるものは、ほとんどの学校で口座引き落としによる集金がされております。修学旅行等の宿泊学習費については、積立て等をやっている学校もあれば、金額が決まってから現金集金になる学校もありますが、その際は保護者説明会と同日に集金するなどに対応しているところです。口座引き落としは、現金を扱わないメリットはありますが、引き落としの金額がかかること、引き落としができなかった場合、再度の引き落としまで多少日数が必要であるというところで捉えてはおります。

2つ目でございます。学校行事の見直しについてですが、本市の学校では、児童生徒、保護者はもちろん、学校運営協議会もありますので、地域の方々の意見を集約した上で各学校で実施の可否や内容、方法について検討してまいりました。感染症対策の観点を中心ではあったのですが、教育的意義や教育的効果についても可否の判断基準としましたので、従来実施してきた学校行事の中には縮小したものもございます。特に運動会、体育祭についてですが、コロナ禍明けで午前中開催が大分増えました。小学校については、18校が午前中開催、午後までが3校でございました。中学校については、午前中開催が3校、午後までの開催が7校、中学校は比較的1日開催が多かったところです。

運動会、体育祭を午前中開催にした学校については、必ず保護者のご意見を伺い、反省等を踏まえながら実施しているところです。子どもたちの活動時間が減って残念であるとか、1日開催でもいいのではという意見があった学校も数校あったということで聞いておりますが、その意見も大変少数であり、おおむねご理解をいただいていることから、保護者は好意的に捉えていると学校は評価しているようです。行事の実施の可否だけではなく、内容を見直すことで練習時間がかなり削減されるということで、目に見えない行事の精選にもつながっていると学校からは聞いております。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 1点目のキャッシュレス化ですけれども、もう少し進化させるといいですか、徹底した形で進めるというお考えはあるのかどうか、それと運動会の半日開催の件ですけれども、今後の流れとしては、今行っているような半日開催というのが定着していくのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） 学校の徴収金の関係で私のほうからご答弁させていただければと思います。

学校給食費につきましては、ただいま公会計化に向けた準備のほうを進めておりまして、令和5年度、今年度については、積算ですとかシステム開発に係る事前協議、あとは関係各課との調整をさせていただいております。令和6年度につきましては、予算審議はこれからなるのですけれども、システム構築の準備を進めさせていただいて、令和7年

4月から運用を開始したいと考えております。文科省の通知では、給食費のほかに教材費、修学旅行費等についても考えるようにというところがありますので、給食費の公会計化のシステムを検討していく中でそれらについても検討してまいりたいと考えているところです。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 運動会、体育祭についてなのですが、各学校で保護者の意見等を集約した中では、大部分の保護者の方が半日開催が良いと捉えております。教職員についても、実施の内容を減らすことなく時間の短縮にはつながっているようですので、このまま進む学校が多いのかなと思っております。ただ、毎年見直しをしながら、よりよい学校教育の在り方というのを考えていく必要があると思っておりますので、前例踏襲にとらわれず、見直しはしていきたいと思っております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 5時間授業を週2日とするということですが、現在は週何日なのかということと、多分減るのは1日だと思うのですが、そうすることによって月でいうと4日減ってしまうということになるのですが、それによる弊害はないのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 授業時数の減ということで、3年生以上については、おっしゃるとおり、大体4日、つまり4時間、授業時数が減じるということになります。その分につきましては、今まで必ずやらなくてはいけないという標準授業時数というものが、高学年で1,015時間というのがあるのですが、それを大幅に超える授業時数を実施していたものの見直しをすることで、なるべく1,015時間に近づけた上で実施をしていきたいと思います。学習の内容については落とすことなく実施できるようにということで、本市ではオンラインのICT環境の整備が進んでおりますので、学習内容をよく考えながら、実施していきましょうということで捉えているところです。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告オから議案第70号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 1時59分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 オ

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、オ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

- 教育長（柿沼光夫） 以上で教育長報告を終了いたします。
日程第4、議事に入ります。

◎議案第70号

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第70号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第70号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

- 教育長（柿沼光夫） ここで一旦会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

- 教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休 憩

午後 2時02分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第71号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第71号を上程し、これを議題といたします。

議案書の3ページを御覧ください。

議案第71号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆） 議案第71号 教育財産の用途廃止について（久喜市内下集会所）につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市財産規則第14条及び同規則第26条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

- 参事兼生涯学習課長（小森谷修） 生涯学習課でございます。議案第71号 教育財産の用途廃止につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書3ページから5ページを御覧ください。このたび用途廃止いたします久喜市内下集会所につきましては、平成3年度に木造平家建て、建築、延べ床面積とも

80.97 平米の教育集会所として建築され、これまでに人権教育に係る各種事業を実施してまいったところでございます。そのような中、第2次久喜市総合振興計画におきまして教育集会所の集約化を図ることが示されておりますことから、久喜市野久喜集会所への集約化を進めることとし、内下集会所につきましては教育財産の用途を廃止するものでございます。なお、用途を廃止する期日は令和6年1月1日としております。

以上が議案第71号 教育財産の用途廃止について（久喜市内下集会所）の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第71号について質疑をお受けいたします。

諸橋委員。

○委員（諸橋美津子） 野久喜集会所への集約化ということで、この内下集会所がなくなった場合、各事業などはどういったところに集約されることになるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 大人向けの講座につきましては、あまり距離が離れていないということもございますので、野久喜集会所のほうに集約化を図って、地区で分けるということではなくて、一緒にやっていくようなイメージで進めていきたいと考えております。ただ、子ども向けの事業に関しましては、途中踏切がありますし、歩いていくとかなり距離がありますので、地元の下新井集会所をお借りして事業を実施できるように地元の方と調整をしていますので、下新井集会所を利用させていただいて、これまでどおり実施していきたいと考えているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 教育財産の用途廃止について（久喜市内下集会所）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第72号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第72号を上程し、これを議題といたします。

議案書の6ページを御覧ください。

議案第72号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第72号 教育財産の用途廃止について（文化財整理収蔵庫）につきまして提案理由のご説明をさせていただきます。

久喜市財産規則第14条及び同規則第26条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、文化財保護課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 議案書6ページの議案第72号 教育財産の用途廃止について（文化財整理収蔵庫）につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書の7ページを御覧ください。初めに、今回用途廃止を行う教育財産の所在地は久喜市菖蒲町新堀75番地3でございます。教育財産の名称は文化財整理収蔵庫でございます。教育財産の土地につきましては、地番が久喜市菖蒲町新堀字八束75番3と久喜市菖蒲町新堀字八束88番1の2筆で、地目はどちらも宅地、地積の合計は5,414.31平方メートルでございます。教育財産の建物は、名称が文化財整理収蔵庫で、構造が鉄骨造2階建て、延べ床面積は1,620.64平方メートルでございます。

次に、用途廃止の理由につきましては、令和5年10月18日に開催いたしました令和5年度第3回久喜市アセットマネジメント推進本部会議におきまして菖蒲学校給食センター跡地の売却の方針を決定したためということでございます。

最後に、用途廃止する期日につきましては、令和6年3月31日でございます。このほか、用途廃止する教育財産の概要につきましては8ページのとおりでございます。

私からの補足説明は以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第72号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 3点ほど伺います。

まず1点目ですが、現在この文化財整理収蔵庫にはどのような種類の文化財がどの程度収蔵されているのでしょうか。

2点目、今後この収蔵庫はどこかに移転して文化財を収蔵するのでしょうか。特に埋蔵文化財については、相当な量があると思うのですが、将来的にどのようにしていくのか教えていただきたいと思います。

3点目ですが、郷土資料館のほうの収蔵庫の収納率、これは今どの程度になっているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 今回用途廃止する文化財整理収蔵庫のご質問が1点目、2点目かと思えます。まず1点目で、今回用途廃止する文化財整理収蔵庫の資料の収蔵状況につきましては、現在のところ何も収蔵されておりません。

それから、2点目の今後移転の可能性はあるのかということでございますが、今のところ新たな文化財整理収蔵庫の確保についてのめどは立っていないところでございますので、現在文化財保護課で管理している収蔵庫のほうを今後も引き続き活用して、効果的、効率的に収蔵していくということでございます。

最後に3点目、郷土資料館の収蔵庫でございますが、コロナが明けて、昨年度、それか

ら今年度にかけて、市内の各地区の旧家、名家から収蔵についてのご相談が多々寄せられております。現在の久喜市立郷土資料館は旧鷲宮町立郷土資料館から引き続き活用しております。合併後の1市3町で保有していた各市町の文化財や様々な資料類については、物理的に難しく、一括で収蔵庫で管理できなかったということで、民俗資料などは青葉小学校の空き教室などを現在活用させてもらっているところでございます。ですので、民俗資料以外のものにつきましては、郷土資料館で引き続き収蔵庫を使って確認しているのですが、もはや飽和状態であるということでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 埋蔵文化財、特に土器とか、そういったものは今どこに保管されているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 土器につきましては、大きく2つに分かれてございますが、発掘調査報告書に掲載されている比較的貴重な考古資料につきましては郷土資料館で保管しております。発掘調査報告書に記録されていないそれ以外の考古資料につきましては、農業者トレーニングセンターの脇のプレハブ倉庫、それから菖蒲総合支所5階の旧委員会室、この2か所が主なものでございます。一部青葉小にもあったような記憶はあるのですが、主に考古資料としてはその2か所、郷土資料館を入れて3か所となります。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 郷土資料館の収蔵庫がほぼ満杯状態ということですが、今後いろいろ市内から民具ですとか、そういった貴重な文化財が出てくる可能性もあるかと思うのですが、今後の考え方というか、どのように考えているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 皆様もご存じのとおり、教育財産を含めた様々な財産につきましては、総合調整ということでアセットマネジメント推進計画というもので全体的に管理しておりますので、この中で可能な限り集約をして活用できるようにしていかなければいけないわけですが、今のところ新しいものやっていくということについては難しいのかなというところで、民俗資料などはできるだけ青葉小に集約するような方向でやっていくとか、資料を整理していくなどの努力をしながら考えていくしかないのかなと考えております。資料というのは、寄贈とか寄託を受けた資料ではない、職員が使っている記録資料などについてで、できるだけ整理して、保存年限を設定して公文書館のほうで保管する形を取っていくということです。

○教育長（柿沼光夫） ほかにご質問ありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 教育財産の用途廃止について（文化財整理収蔵庫）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第73号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第73号を上程し、これを議題といたします。追加議案書の1ページを御覧ください。

議案第73号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第73号 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額補助金交付要綱につきまして提案理由のご説明をさせていただきます。

久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額補助金交付要綱を別紙のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学校給食課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） それでは、議案第73号 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額補助金交付要綱についてご説明いたします。

追加議案書の2ページを御覧ください。先ほど教育長報告ウ、令和5年度久喜市一般会計補正予算（第7号）でご説明いたしました食物アレルギー等対応学校給食費相当額の補助金を交付するため、本要綱を制定するものでございます。

それでは、条文に従いまして順次ご説明いたします。まず、第1条は本要綱の趣旨でございます。学校給食費の無償化に伴い、食物アレルギー等の理由により給食を食べることのできない児童生徒の保護者に対し補助金を交付するというものでございます。

次に、第2条は本要綱で使用する用語の定義でございます。

次に、第3条は補助対象者の規定でございます。食物アレルギー等の理由により学校給食の全部または一部を停止している児童生徒の保護者を対象とするものでございます。

次に、第4条の補助金の額についてでございますが、令和6年1月から3月までに学校が給食を提供し、かつ食物アレルギー等を有する児童生徒が出席した日数に4ページの別表に掲げる停止区分に応じた1食当たりの額を乗じて得た額とするものでございます。

次に、第5条は交付申請書の様式及び提出期限、第6条は交付決定通知書の様式について規定するものでございます。

次に、第7条は、交付手続の特例として、第1項で報告書の提出は要さないこと、第2項で額の確定通知の特例を規定したものでございます。

次に、第8条は、この告示に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は市長が別に定めるものとするものでございます。

次に、附則でございます。初めに、第1項、施行期日でございます。この告示は、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項、この告示の執行でございます。この告示は、令和6年3月31日に効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金は同日後もその効力を有するものでございます。

次に、補助額の別表については記載のとおりでございます。

次に、本制度の様式につきましては、5ページから8ページに記載のとおりでございます。

以上が議案第73号 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額補助金交付要綱についての説明でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第73号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） この交付要綱に基づきます交付申請の手続は学校を経由してやるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） 学校を経由して行いたいと思っております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 時限付きの新しい要綱ですけれども、これはこういった形で保護者のほうに周知していくのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） 食物アレルギーの申請をいただいて、その内容に応じて、例えば学校給食を全部停止、牛乳を停止という区分を学校給食課のほうで決定し、保護者に決定通知をお渡ししておりますので、学校給食課でその対象となる保護者の方を把握しております。個別に制度内容、申請書等を学校を通じて配付して実施していきたいと考えているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） 様式の第3号というところで、補助金の不交付決定通知書というのが出ていますけれども、不交付になる場合というのはどういう場合が考えられるのか、あとこちらは所得制限等があるのか、お答えいただければと思います。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） こちらは、所得制限等は特になく、先ほど申し上げたとおり、私どものほうから把握している方に申請書を渡して、申請に基づいて交付するものでございますので、基本的には不交付というものはないと思っておりますが、途中でアレルギー対応の解除等となることも出てきますので、そういう場合や、もしくは不測の事態を考慮してこのような様式を定めているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） では、所得制限等は設けていないということと、もしもの場合用にこの書面を用意しておくという形でよろしいですか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） もしものときに備えてこの様式を備えておくというものでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額補助金交付要綱については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第74号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時21分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

議案第74号につきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長を除く事務職員につきましては一時退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時22分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第74号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第74号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の9ページを御覧ください。

議案第74号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

○教育長（柿沼光夫） 事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休 憩

午後 2時25分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休 憩

午後 2時25分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

日程第5、協議事項でございます。

次の協議事項アにつきましては、協議の前に委員の皆様にお諮りいたします。本協議事項につきましては、市長部局において実施を予定している久喜市公共施設個別施設計画の改訂に係る教育委員会所管施設分についての意見聴取でございます。このことから、本日は当該事務を所管する職員に質疑対応等をお願いしたいと思っておりますが、総合政策部アセットマネジメント推進課主幹の本会議への出席を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、アセットマネジメント推進課主幹の出席を許可することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

午後 2時26分 休 憩

午後 2時27分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

アセットマネジメント推進課主幹、よろしくお願ひいたします。

◎協議事項 ア

○教育長（柿沼光夫） それでは、ア、久喜市公共施設個別施設計画の改訂に伴う意見聴取についての協議内容につきまして、教育総務課長及び担当課よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） 協議事項ア、久喜市公共施設個別施設計画の改訂に伴う意見聴取についてご説明させていただきます。

本協議事項につきましては、市長部局において実施を予定している久喜市公共施設個別施設計画の改訂に係る教育委員会所管施設分についての意見聴取でございます。令和5年11月26日付で梅田市長より意見聴取がありましたことから、本会議におきまして

協議事項とさせていただいたものでございます。

なお、詳細な内容につきましては担当課よりご説明いたします。

- 教育長（柿沼光夫） アセットマネジメント推進課主幹。
- 総合政策部アセットマネジメント推進課主幹（藤本健） それでは、資料に基づきご説明させていただきます。アセットマネジメント推進課主幹の藤本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、教育委員会の皆様に協議、説明をさせていただくお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。本来であればアセットマネジメント推進課長からご説明すべきところではございますが、本日同時刻に久喜市指名競争入札選定委員会がございまして、そちらに課長が出席しておりますことから、私が代わってご説明させていただきたいと思っております。

本日も協議させていただきます久喜市公共施設個別施設計画の一部見直しにつきましては、令和5年6月定例会にて教育委員会が所管する施設についてご説明させていただいたところではございますが、その後計画を変更した施設がございますので、改めてご意見を頂戴したいと存じます。

それでは、資料1、施設分類別適正配置計画新旧対照表を御覧ください。学校教育系施設の番号で言いますと転用3、一番上の教育支援施設でございます。並びに下から2行目の市民文化系施設の中の生涯学習施設、こちらの2施設について改めて精査させていただきましたところ、誤った記述がございましたので、このたび変更させていただきたいというふうに考えております。

資料が見つらく大変申し訳ないのですが、右側の旧と書かれておりますものが現在公表されております個別施設計画になります。6月の定例会のときには、この現在の個別施設計画をこういうふうに変更したいのですということ左側に示させていただきました。今日の資料というのは、それをさらに見直したものであるというのが左側に書かれておまして、その6月の部分のものが資料に記載されていないのでわかりづらいのですが、資料自体は、今現在のものが右側、こういった形で見直したいというふうに考えているものが左側になります。

この資料に記載されていない6月にご説明させていただいた際には、この一番上の教育支援施設というところの取組内容の欄に「令和3年度に建物を一部転用し、機能を追加済み」という表記をさせていただいておりました。現在では、下から2行目の生涯学習のところの取組内容の欄に赤い文字で「令和3年度に建物を一部転用し、機能を追加済み」というふうに記入させていただいております。本来生涯学習施設のほうに書かなければならないものが6月の段階では教育支援施設のほうに入っておりましたので、逆にした、教育支援施設のほうからは削除して生涯学習施設のほうに記載させていただくという変更をこのたびさせていただきたいというふうに考えているところです。

この機能を示すものというのが、こちらの鷺宮総合支所の5階にございます「まなびすポット」でございまして、こちらは教育支援施設という分類、カテゴリーではなくて、生涯学習施設というカテゴリーになりますので、今申し上げたとおり、教育支援施設からは表記を削り、生涯学習施設のほうに表記をさせていただきたいというところでございます。

さらに、一番上の教育支援施設につきましては、個別施設計画でいう第2期という2030年から2038年の間に現在の久喜市役所の本庁舎を増築いたしまして、増築後にこの鷺宮総合支所の中にある本庁の機能を全てその増築棟に移しますと、建物に空きが出ますので、そこに教育支援施設を整備したいというふうに考えておりますことから、資料の右側の現在の個別施設計画では第1期中に教育支援施設を追加するように書かせていただいておりますが、本庁舎の増築に合わせて第2期のほうに取組時期をずらしたというような変更でございます。

次に、真ん中、2段目、3段目の図書館、資料館、こちらの番号でいいますと4番の栗橋文化会館図書室、それから新2と書かせていただいております栗橋行政センターの図書室でございます。これらの施設につきましては、栗橋地区の施設の方向性を見直したことに伴う変更でございます。栗橋地区の変更点についてお話しさせていただきます。変更前、資料の右側になりますけれども、新2と書かれておりますものは栗橋市民プラザという施設でございまして、行政センター、それからコミュニティセンター、図書室、この3つの機能を有する複合拠点施設として第1期中に整備するというふうにしておりました。しかし、市長の選挙公約、まちのつくり方改革セカンドステージの一つであります栗橋の防災公園、水防団の拠点としての機能を備えた施設、こちらに地元からの要望を踏まえまして、コミュニティセンター機能を設けるというようなことになりました。そうしますと、同じ栗橋地区に栗橋市民プラザ、それから防災公園管理棟、こちらにコミュニティセンターの機能が重複するということになってまいりますので、栗橋市民プラザにつきましては、先ほどの3つの機能のうちコミュニティセンター機能をやめまして、行政センターと図書室、この2つの機能を有する施設として、さらに整備時期を第2期に遅らせるというような変更をしたいというふうに考えているところでございます。名称につきましても、栗橋市民プラザという名称を使っていたのですが、こちらの鷺宮、それから菖蒲と合わせる形で栗橋行政センターという名称に改めたいというふうに考えているところでございます。

最後に、一番下、番号でいうと25番、栗橋いきいき活動センターしずか館でございまして。こちらにつきましても、もともとは取組内容の欄に栗橋市民プラザに機能を移転するというような記述がございまして、先ほどのご説明の中でありましたとおり、防災公園管理棟のほうに機能を移転するというような記述に改めさせていただいております。

それから次に、資料の2でございまして。こちらにつきましては、施設分類別保全計画の新旧対照表というものでございます。まず、栗橋文化会館及び栗橋市民プラザ図書室でござ

ざいます。これらの施設の取組につきましては、第1期としていたものを第2期というふうに先ほどご説明させていただいたかと思えますけれども、そのようになりますので、この資料2というのは、第1期中の取組を示しているものになりますので、こちらは第1期中に取り組むことがなくなったということで、左側は削除という形で取り扱いたいと思っております。

その下側、番号でいいますと 25—1、25—2、栗橋いきいき活動センターしずか館でございます。こちらにつきましては、冒頭申し上げたとおりなのですが、まず資料の右側、現在の個別施設計画では令和7年度に除却をする計画になっておりまして、これを6月の定例会の際には令和11年度に取壊しというような方向で進めたいというご説明をさせていただきました。ただ、しずか館につきましては、耐震性の問題等々ございますので、令和7年度に除却を前倒し、再度令和7年度に戻すというような形で、結果的には現行の計画と同じ令和7年度に除却をするというような計画としたところでございます。

拙い説明ではございましたが、資料のご説明は以上となります。今後の予定について最後に申し上げたいと思えます。この後いただくこととなります教育委員会の皆様のご意見につきましては、今月25日に開催予定の久喜市公共施設個別施設計画検討委員会に報告させていただきたいと考えております。そこで答申をいただく予定でございまして、その答申を踏まえまして、久喜市議会の2月定例会議のほうに議案として上程してまいりたいというふうに考えておりますので、その際には改めまして教育委員会の皆様に諮問させていただきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 栗橋いきいき活動センターしずか館の関係で伺います。

資料1で、機能を移転させるとしております（仮称）防災公園管理棟につきましては第1期計画中に新設予定となっております。市の取組内容としましては、災害発生時の避難先や水防団の拠点としての機能、また利根川の治水の歴史を学習できる機能を備えた施設というふうになっております。また、第3回の公共施設個別施設計画検討委員会の議事録を拝見しますと、事務局のほうでは教育につながるような施設も新たに造っていきたいと、そういった記述がありました。この（仮称）防災公園管理棟には、教育につながるような施設ということで、栗橋いきいき活動センターしずか館の機能と併せてどのような機能を持っていききたいのか、市長部局としてのお考えを伺いたいと思えます。

○教育長（柿沼光夫） アセットマネジメント推進課主幹。

○総合政策部アセットマネジメント推進課主幹（藤本健） ご質問ありがとうございます。

こちらの防災公園管理棟につきましては、カスリーン台風の利根川の堤防上に造るといような施設でございますので、これまでの栗橋の治水の歴史、そういったものを学習で

きるような機能を入れたいということで、市長部局の都市計画課という部署が中心になりまして、地元の皆様と協議させていただいているところです。そういった展示スペースですとか、あと利根川上流河川事務所にごさいます資料等々を展示させていただいて、市内に住むお子供が社会科見学等、そういったところでも活用していただけるような施設にしたいというようなところで伺っているところです。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 市のほうの考え方はある程度分かったのですが、生涯学習課としましては、栗橋いきいき活動センターしずか館のこういった機能を管理棟のほうに移していくという考えなのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） しずか館につきましては、会議室が今3つございます。旧教室を利用しているところがございますけれども、この会議室の機能をそちらのほうに持っていきたいという思いがまずあります。それと、公園になっておりますので、広場もありますので、そういったところでグラウンドゴルフであるとか、そういった活動にも活用できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 第1期計画期間中ということですが、これはまだ具体的に決まっていらないのでしょうか。もし建物の大きさとかがある程度イメージできるのであれば教えていただきたいと思うのですが。

○教育長（柿沼光夫） アセットマネジメント推進課主幹。

○総合政策部アセットマネジメント推進課主幹（藤本健） 令和8年の予定だったと記憶しております。ちょっと資料のほうを調べさせていただいて、もし誤りがありましたら訂正させていただきたいと思います。聞いている限りでは、延べ面積でいうと1,200平方メートル程度というふうに伺っております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご意見、ご質問なしとの声がありましたので、協議を打ち切ります。

ただいまの内容を踏まえまして、検討を進めてまいりたいと思います。

アセットマネジメント推進課主幹におかれましては、本会議にご出席をいただきましてありがとうございます。ここでご退席いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休 憩

午後 2時44分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第6、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和6年1月24日水曜日午前10時から、会場は鷺宮総合支所4階407・408会議室で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は1月24日水曜日、時間は午前10時から、会場は鷺宮総合支所4階407・408会議室とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 2時45分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和5年12月定例会を閉議、閉会といたします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和6年1月24日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾